障害福祉報酬改定に関する緊急提言

令和８年 11 月

東京都福祉局

－　目次　－

提言の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

提言１　大都市の実情等に応じた報酬の見直し
（１）大都市の実情に応じた報酬の見直しについて・・・・・・・・3
（２）物価高騰を反映した報酬の見直しについて・・・・・・・・・5

提言２　介護職員等の処遇改善
（１）障害福祉サービス等における人材の確保・育成・定着について
・・・・・・・・・6

提言３　高齢・重度化等への対応
（１）共同生活援助の重度対応について・・・・・・・・・・・・・7
（２）共同生活援助における居宅介護等の利用について・・・・・8
（３）短期入所の報酬単価について・・・・・・・・・・・・・・・9
（４）就労継続支援Ｂ型の報酬単価について・・・・・・・・・・11
（５）障害児通所支援に係る報酬単価について・・・・・・・・・13
（６）生活介護の報酬単価について・・・・・・・・・・・・・・・15
（７）障害者支援施設の重度対応について・・・・・・・・・・・17
（８）各サービスにおける医療的ケア対応について・・・・・・・18

提言４　サービスの安定供給と質の向上
（１）サービスの充足状況等を踏まえた報酬の見直しについて・・20
（２）放課後等デイサービスの報酬単価について・・・・・・・・21
（３）訪問系サービスの報酬単価について・・・・・・・・・・・22
（４）計画相談・障害児相談支援の報酬単価について・・・・・・24
（５）通所系サービス等の加算について・・・・・・・・・・・・25
（６）就労選択支援の報酬単価について・・・・・・・・・・・・27

提言の趣旨

令和６年度障害福祉サービス等報酬改定では、人材の確保やサービスの質の向上等の観点から、基本報酬や各種加算の見直しが行われたが、令和７年度の障害福祉関係分野での賞与込み給与は 1 か月当たり 31.9 万円であり、全産業平均の 39.6 万円を 7.7 万円下回っている。

国の令和７年度補正予算において障害福祉従事者処遇改善緊急支援が実施されるなど、人材確保に向けた措置が講じられたものの、様々な業種で人材獲得競争が激化する中、障害福祉分野においては、有効求人倍率や離職率が高く、人材の確保・定着や計画的な人材育成が極めて難しい状況にあり、適切な報酬の設定がなされなければ、人材の他業種への流出が進み、人材確保が一層困難となる。特に、人件費や物件費については、東京のような大都市において高い傾向が顕著であり、質の高いサービスを提供していくためには、恒久財源である報酬に大都市の実情を反映させ、必要な人材が確保されることが重要である。

加えて、障害者（児）が身近な地域で安心して暮らしていくためには、障害者の高齢化・重度化や医療的ケアのニーズへの対応、強度行動障害を有する障害者（児）への支援等の更なる充実が必要である。

また、令和８年６月から令和９年度報酬改定までの間、収支差率が高く、かつ事業所数が急増しているサービス類型について、全国のサービスごとの平均的な収支差率を理由として新規事業所に限り報酬が一律に引き下げられることとなったが、報酬の見直しに当たっては、安定的なサービス提供に影響がないよう、地域におけるサービスの充足状況や利用者ニーズに差があることを十分考慮する必要がある。

国において現在、令和９年度障害福祉報酬改定に向け、持続可能なサービス提供体制の確保や多様なニーズへの対応、地域差への対応等について検討が進められているが、本提言の内容を改定等において配慮いただくよう、強く要望する。

提言１　大都市の実情等に応じた報酬の見直し

（１）大都市の実情に応じた報酬の見直しについて

地域区分について、大都市の物件費等の実情を考慮した上乗せ割合となるよう見直すこと。

【理由】

障害福祉サービス及び障害児サービスについて、地域差を勘案する費用は、人件費のみが評価されており、東京における物件費等（特に土地建物取得費、賃借料）が高額であることが地域区分において考慮されていない。

地域区分の見直しに向けては、令和９年度障害福祉報酬改定に向け検討チームで議論することとされているが同一の地域区分が適用されている区市町村であっても、土地や家賃等の水準には大きな相違が見られる場合があることから、国家公務員の地域手当に準拠した地域区分を機械的に割り当てることは、合理性を欠いている。

●表１：一般労働者（常勤労働者）の賃金額の地域差

	東京都（A）	全国（B）	比率（C＝A÷B）
きまって支給する現金給与額	448.5 千円	370.5 千円	121.1%
所定内給与額	418.3 千円	340.6 千円	122.8%

資料：厚生労働省「令和７年賃金構造基本統計調査（産業計）」

●表２：消費者物価・地価・家賃の地域差

	東京都区部（１級地）	名古屋市（３級地）	大阪市（２級地）	福岡市（５級地）	青森市（その他）
消費者物価指数（全国：100）	105.3	98.8	100.6	99.3	97.2
住宅地平均価格（／㎡）	856,400 円	230,000 円	300,900 円	258,100 円	34,900 円
家賃（民営借家）（／坪・月額）	9,803 円	5,188 円	6,224 円	4,836 円	3,685 円

資料：総務省「令和７年小売物価統計調査（構造編）」
国土交通省「令和８年地価公示」
総務省「小売物価統計調査（動向編）令和７年」

※　地域区分における上乗せ割合では、消費者物価・地価・家賃等の項目は考慮されていない。（１単位の単価＝10 円＋10 円×各サービスの人件費割合×各地域区分の上乗せ割合）

●表３：同一地域区分内の地価・家賃の格差

	東京都府中市（３級地）	名古屋市（３級地）	埼玉県さいたま市（３級地）
住宅地平均価格（／㎡）	355,600 円	230,000 円	246,700 円
家賃（民営借家）（／坪・月額）	6,719 円	5,188 円	5,872 円

資料：国土交通省「令和８年地価公示」
総務省「小売物価統計調査（動向編）令和７年」

提言１

（２）物価高騰を反映した報酬の見直しについて

障害福祉サービス事業所等が安定的・継続的に事業運営できるよう、現下の物価高騰や賃金上昇の影響を報酬に適切に反映できる仕組みとすること。

【理由】

令和６年度報酬改定により、基本報酬や各種加算の見直し、障害福祉人材の処遇改善について一定の改善が図られたが、現下の物価高騰については十分反映されておらず、他産業において大幅な賃金引上げが行われ、人材の獲得競争が激化する状況において、十分な水準とは言えない。

提言２ 介護職員等の処遇改善

（１）障害福祉サービス等における人材の確保・育成・定着について

障害福祉従事者の処遇改善に係る措置については、障害福祉サービス事業者が長期的な視点で人材の確保・定着を図れるよう、報酬の基本部分に組み込むなど恒久的なものとすること。

【理由】

人材確保・定着をめぐる環境が厳しさを増す中、各分野で最低賃金の上昇等を受けて賃上げの動きが広がっているが、障害福祉分野に従事する者の賃金は、全産業平均を下回る状況にある。

国も、障害福祉人材の処遇改善に向け、累次にわたる措置を講じており、令和８年６月の臨時の障害福祉サービス等報酬改定において、令和９年度障害福祉報酬改定を待たずに期中改定を実施し、福祉・介護職員等処遇改善加算の対象従事者の拡大や、相談系サービスも対象とする等の措置が講じられている。

しかしながら、こうした措置はあくまでも経過的な取扱いであって、恒久的なものでないことから、事業者が長期的な視点でキャリアパスや賃金体系を構築することが難しい。

障害福祉サービス事業者が長期的な視点で人材の確保・定着を図れるよう、処遇改善のための措置を、臨時的な対応にとどまらず、将来にわたり安定的に講じることが必要である。

提言３　高齢・重度化等への対応

（１）共同生活援助の重度対応について

医療的ケアを必要とする障害児（者）や強度行動障害等を有する障害者等への対応に関する適切な評価と受入れを進めるための報酬の見直しを行うこと。

グループホームにおいて、障害者の高齢化や障害の重度化が進む実情を踏まえ、事業者が、利用者の状況や意向に沿った適切なサービスの提供を行うことができるよう、入院時加算や日中支援加算などを更に充実させること。

また、夜間支援等体制加算については、夜間に十分な安全支援体制の確保を行うことができるよう、加算の充実を図ること。

【理由】

障害者の高齢化や障害の重度化に対応し、障害者の地域生活への移行を進めるとともに、障害者が地域で安心して暮らすためには、共同生活援助（グループホーム）や短期入所等での重度障害者の受入れが必要であるが、医療的ケアが必要な障害者、強度行動障害を有する者、高齢重度障害者等の特別な支援が必要な障害者への支援に対する報酬について、支援の実態に即した評価となっていない。

特に、グループホームについては、令和６年度報酬改定により、強度行動障害を有する障害者の受入体制の充実を図るため、重度障害者支援加算の拡充、集中的支援加算の創設が行われたほか、障害支援区分ごとの基本報酬の見直し及び人員配置体制加算の創設、支援を行った初日より算定可能とする日中支援加算の拡充など一定の改善が図られたが、特別な支援を必要とする重度の障害者に対して、より質の高いサービスを行うためには、更なる職員配置に対する報酬上の評価を行う必要がある。

提言３

（２）共同生活援助における居宅介護等の利用について

共同生活援助（介護サービス包括型）において、個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例については、令和９年３月までの経過措置が講じられているが、時限的な取扱いでなく恒久的な制度とすること。

【理由】

重度障害者がグループホームで安心して暮らしていくためには、共同生活援助による支援のみでは対応が困難な場合があり、個々の支援ニーズに応じて居宅介護等を利用できる仕組みが不可欠である。

重度障害者の地域生活の継続を図るため、時限的な取扱いではなく、居宅介護等を安定的に利用できる制度とする必要がある。

●表４：共同生活援助利用者の状況の推移

		令和５年４月	令和８年４月
年齢別利用者数（人）			
	６５歳以上	1,159　(7.8%)	1,529　(8.3%)
	６０歳以上	1,127　(7.6%)	1,692　(9.2%)
	５０歳以上	3,730　(25.1%)	4,801　(26.0%)
	４０歳以上	3,305　(22.2%)	3,723　(20.2%)
	３０歳以上	2,945　(19.8%)	3,728　(20.2%)
	２０歳以上	2,415　(16.2%)	2,798　(15.1%)
	２０歳未満	206　(1.4%)	200　(1.1%)
	計	14,887	18,471
障害支援区分別利用者数（人）			
	区分６	1,731　(11.6%)	2,281　(12.3%)
	区分５	2,066　(13.9%)	2,727　(14.8%)
	区分４	3,159　(21.2%)	4,184　(22.7%)
	区分３	3,621　(24.3%)	4,546　(24.6%)
	区分２	3,306　(22.2%)	3,968　(21.5%)
	区分１	170　(1.1%)	164　(0.9%)
	区分なし	834　(5.6%)	591　(3.2%)
	計	14,887	18,471

※　出典：障害者自立支援等実績データ（東京都国民健康保健団体連合会）を基に東京都が作成

提言３

（３）短期入所の報酬単価について

短期入所の報酬単価について、支援の実態を反映した適正なものとすること。特に、行動障害を有する障害者（児）や重度障害者（児）、医療的ケア児（者）の受入れが促進され、安心して利用できるよう、加算の充実や報酬単価を必要かつ十分なものにするとともに、福祉型短期入所における受入前の調整や医療的ケア児等の受入れを促進するための訪問診療等、医師による医療連携を評価する加算を創設すること。

【理由】

短期入所については、障害支援区分５又は６の利用者が約半数を占めており、支援の実態を反映した報酬単価としていくことが必要である。一方、定員数が十分ではなく、行動障害を有する者など重度障害者等の受入れは進んでいない。

また、医療的ケア児（者）や重症心身障害児（者）の短期入所については、病院等で受け入れるに当たって、医療型短期入所の報酬単価が入院診療報酬に比べて低いため、医療的ケア児（者）等が利用できる短期入所事業所は不足している。

さらに、福祉型短期入所においては、利用者の受入れに先立つ事前調整に負担が生じているが、こうした受入前の支援については、医療型短期入所のみが評価の対象となっており、福祉型短期入所においては評価されていない。

加えて、福祉型短期入所における医療連携加算は、訪問看護による看護の提供は評価されるが、医師との連携は評価されていない。

また、診療報酬における施設入居時等医学総合管理料は、介護保険における短期入所生活介護は算定対象となるものの、障害福祉サービスの短期入所は対象外となっている。

このため、短期入所の受入体制の充実及び重症心身障害児（者）等の受入促進に向け、各種加算や診療報酬上の評価を充実させることが必要である。

●表５：短期入所利用者の状況の推移

		令和５年４月	令和８年４月
障害支援区分別利用者数(人)			
	区分６	3,464　(31.9%)	4,099　(30.1%)
	区分５	2,026　(18.7%)	2,546　(19.1%)
	区分４	1,798　(16.6%)	2,176　(16.3%)
	区分３	988　(9.1%)	1,250　(9.4%)
	区分２	584　(5.4%)	685　(5.1%)
	区分１	40　(0.4%)	26　(0.2%)
	区分なし	1,958　(18.0%)	2,582　(19.3%)
	計	10,858	13,364

※　出典：障害者自立支援等実績データ（東京都国民健康保健団体連合会）を基に東京都が作成

●表６：短期入所の定員の推移

令和５年度末	令和６年度末	令和７年度末	令和８年度末
1,361 人	1,394 人	1,456 人	1,502 人（見込み）

●表７：医療型短期入所の基本報酬と入院診療報酬の比較

医療型短期入所サービス費（Ⅰ）	小児入院医療管理料１
3,117 単位／１人・１日当たり	5,216 点／１人・１日当たり

※　病院において重症心身障害児等を受け入れた場合の基本報酬に関する最も高い区分による比較であり、いずれも、上記に加えて支援体制等の要件に応じた加算等がある。

提言３

（４）就労継続支援Ｂ型の報酬単価について

就労継続支援Ｂ型の基本報酬については、事業所の安定的な運営が可能な報酬水準とすること。
また、Ｂ型事業所における利用者の現状を把握した上で、高齢化や重度化などにより支援が困難な障害者に対する支援を適切に評価できる仕組みとすること。

【理由】

就労継続支援Ｂ型の報酬単価等について、令和６年度報酬改定から、障害特性等により利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、平均利用者数を用いた新しい算定式が導入された。その結果、多くの事業所で平均工賃月額が大きく上昇したことから、令和８年６月から基本報酬区分の基準額が引き上げられ、一部の事業所では区分が下がり基本報酬が減額となった。事業所の運営の根幹である基本報酬については、本来、令和９年度報酬改定時に見直しが行われるべきものである。現在、都内における報酬区分の分布は、「２万円未満」の報酬区分の事業所が、全体の約 46％を占め、障害者の生産活動の安定的な確保や安定的な事業所運営を行うことが厳しい状態にある。

また、就労継続支援Ｂ型事業所は就労・訓練の場であるが、利用者の高齢化や重度化が進んでいる。都実態調査でも、事業所が抱える課題として「利用者の高齢化・重度化」が主な課題として挙げられているが、手厚い支援が必要な障害者を受け入れている事業所の支援の実態に即した報酬上の評価を行う必要がある。

令和９年度報酬改定に向け、就労継続支援Ｂ型事業所におけるスコア方式の導入が検討されているが、利用者の個々の状況に応じて支援を行った事業所が適切に評価される得点配分にするとともに、スコア表作成が事業所の過度な負担にならないよう配慮する必要がある。

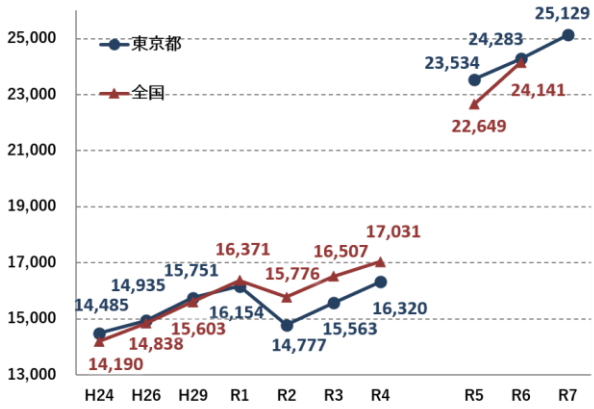
●表８：平均工賃比較等

平均工賃分布状況	令和４年度(909 事業所) 平均工賃：16,320 円	令和７年度(992 事業所) 平均工賃：25,129 円
4 万 5 千円以上	22 事業所(2.4%)	80 事業所(8.1%)
3 万 5 千円以上 4 万 5 千円未満	29 事業所(3.2%)	90 事業所(9.1%)
3 万円以上 3 万 5 千円未満	40 事業所(4.4%)	84 事業所(8.5%)
2 万 5 千円以上 3 万円未満	48 事業所(5.3%)	115 事業所(11.6%)
2 万円以上 2 万 5 千円未満	96 事業所(10.6%)	163 事業所(16.4%)
1 万 5 千円以上 2 万円未満	152 事業所(16.7%)	216 事業所(21.8%)
1 万円以上 1 万 5 千円未満	265 事業所(29.2%)	161 事業所(16.2%)
1 万円未満	257 事業所(28.3%)	83 事業所(8.4%)

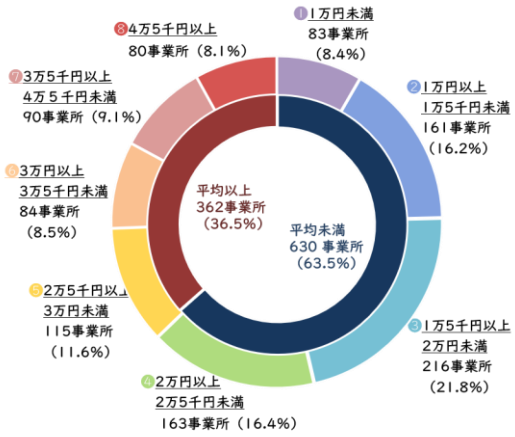
※　令和７年度分は、速報値のため、変動の可能性有

●表９：平均工賃実績の推移

（単位：円）



●表 10：平均工賃実績の分布（令和７年度）



（出典：令和７年度東京都工賃実態調査）

提言３

（５）障害児通所支援に係る報酬単価について

主たる利用者を重症心身障害児とする児童発達支援及び放課後等デイサービス並びに主たる利用者を重症心身障害児以外とする児童発達支援及び放課後等デイサービスについて、報酬単価の更なる引上げを行うこと。また、看護職員加配加算や欠席時対応加算などについて十分な措置がされていないため、利用者の障害特性に配慮し、業務の実態に即した適切な報酬上の評価を行うこと。

特に、看護職員加配加算については、複数の医療的ケアを必要とするなど児童の状況に応じて１対１での配置が可能となるよう報酬上適切に評価すること。

また、児童指導員等加配加算及び専門的支援体制加算については、各職種の役割や専門性が異なることを踏まえ、それぞれの役割に応じた人員配置が必要となる支援の実態に即して評価を適切に行うこと。

学校の長期休暇期間中、長時間の支援が必要となる場合にも対応できるよう、支援時間に応じた適切な報酬上の評価を行うこと。

保育所等訪問支援については、報酬単価の更なる引上げを行うこと。また、保育所等の一般的な子育て支援施策や学校における障害児の受入れが進むよう、事業について広く周知を図るとともに、支援の専門性について明確な基準を示すこと。

【理由】

障害児福祉計画の国指針において、主たる利用者を重症心身障害児(者)とする児童発達支援及び放課後等デイサービスの提供体制の整備が定められているが、報酬が十分でないなどの理由から、地域における提供体制が不足している状況である。

重症心身障害児や医療的ケア児を対象とした児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいては、人工呼吸器による呼吸管理や酸素療法・吸引など複数の医療的ケアが必要な児童も多く、きめ細かな対応を行うことが求められるが、報酬について、定員にかかわらず看護職員３名までしか評価されていない。専門的知識・経験や技術を持つ看護職員の確保が難しいことに加え、必要な看護職員の加配を行っている場合でも、当日の体調により利用者が急に欠席することもあり、安定的な運営がしづらい状況にある。

児童の障害特性や支援ニーズが多様化する中、質の高い支援を継続的に提供

するためには、基準を上回る手厚い人員配置と、高度な専門知識や経験を有する人員の確保が不可欠である。児童指導員等加配加算と専門的支援体制加算の統合に当たっては、体制や専門性を適切に評価する必要がある。

学校休業日は、基本報酬における支援時間（５時間）の前後で支援を実施した場合に延長支援加算を算定することが可能であるが、延長支援の時間が２時間以上は定額となっており、それ以上の長時間支援に対し評価されていない。

保育所等訪問支援については、発達障害児等への専門的アセスメントや環境調整など、高度な専門性が求められる支援であるが、現行の報酬水準はその専門性が十分に評価されていない。また、学校等の教育現場において活用が進んでいない。

●表 11：障害児通所支援事業所数推移

（単位：か所）

	平成 24 年４月	令和６年４月	令和８年８月
児童発達支援	117	753（82）	1,018（103）
放課後等デイサービス	119	1,218（103）	1,482（138）

※　（　）内の数字は、主として重症心身障害児を受け入れる事業所数

●表 12：主として重症心身障害児以外の障害児を受け入れる事業所での医療的ケア児受入数

（単位：人）

	令和６年４月実績	令和８年６月実績
児童発達支援	57	69
放課後等デイサービス（平日）	53	111
放課後等デイサービス（休日）	38	29

※　国民健康保険団体連合会データから抜粋

提言３

（６）生活介護の報酬単価について

生活介護事業所において、利用者の重度化・高齢化や医療ニーズの高まりに対応した手厚いケアを提供できるよう、人員配置体制加算Ⅰを上回る職員配置に対する報酬上の評価を行うこと。
また、令和６年度報酬改定で新設された時間別報酬単価や拡充された延長支援加算について、特別支援学校卒業後の障害者の夕方の居場所の確保や家族の就労継続などの課題も踏まえ、利用者のニーズに応じたサービス提供時間の確保が可能となる報酬水準とすること。

【理由】

障害者が地域で自立した生活を継続するためには、生活介護サービスの安定的な提供体制の確保が重要である。近年、障害者の高齢化や強度行動障害、医療的ケアへの対応などにより、生活介護事業所に求められる支援の専門性が高まり、事業所の負担は重くなっている。

令和６年度報酬改定においては、人員配置体制加算の拡充や常勤看護職員等配置加算の充実が図られたものの、新設された人員配置体制加算Ⅰは、利用者1.5 人に対し職員１人以上の配置を要件としており、それを上回る手厚い職員配置に対する評価は行われていない。

加えて、多くの生活介護事業所のサービス提供の終了時間は午後３時や午後４時となっている。令和６年度報酬改定において延長支援加算の拡充等が行われたものの、長時間のサービス提供に伴う職員配置等の負担に対する評価は十分とは言えず、サービス提供時間の拡充につながっていない。このため、特別支援学校卒業後に放課後等デイサービスから生活介護等の通所サービスへ移行した障害者については、夕方以降の居場所の確保や家族の就労継続との両立が課題となっている。

●表 13：都内生活介護事業所の延長支援加算の取得状況

区分	対象施設数	延長支援加算 取得施設数	取得率
障害者支援施設において 実施する生活介護	93 施設	４施設	4.3%
生活介護事業所 （障害者支援施設を除く）	580 施設	57 施設	9.8%
合計	673 施設	61 施設	9.1%

※　出典：東京都事業所台帳システム（LEMSWELL）に登録された事業所データ（令和８年９月１日時点）を基に作成

提言３

（７）障害者支援施設の重度対応について

障害者支援施設等において、利用者の重度化・高齢化に対応した手厚いケアが提供できるよう、生活介護における人員配置体制加算Ⅰを上回る職員配置をした場合の報酬上の評価を行うこと。
また、医療的ケアや看取りケアに対応できるよう医療体制の確保に配慮した報酬とするとともに、必要に応じて訪問看護の導入等の外部資源の活用により体制の充実を図れるようにすること。

【理由】

障害者支援施設では、入所者の重度化・高齢化が進んでおり、介護量の増加や通院の付添いに対応する手厚い職員体制、医療的ケアや看取りケアに対応する医療体制の確保が必要となっている。令和６年度報酬改定において人員配置体制加算の拡充や常勤看護職員等配置加算等の充実が図られたが、介護量の増加や通院支援等に対応した職員の配置や医療体制を確保するための医師の配置等への報酬上の評価は依然として十分ではない。また、訪問看護等の地域の医療資源が活用できる報酬体系になっていない。

このため、障害者支援施設等において、利用者の重度化・高齢化に対応した手厚いケアを持続的に提供できるよう、職員配置や医療体制に対する報酬上の評価を充実させるとともに、外部資源の活用を含めた支援体制の強化を図ることができる報酬とする必要がある。

提言３

（８）各サービスにおける医療的ケア対応について

短期入所やグループホーム、就労支援等各サービスにおける医療的ケア児者等への対応に関する適切な評価と、関係機関との連携・調整を含めた円滑な受入れを進めるための報酬の見直しを行うこと。

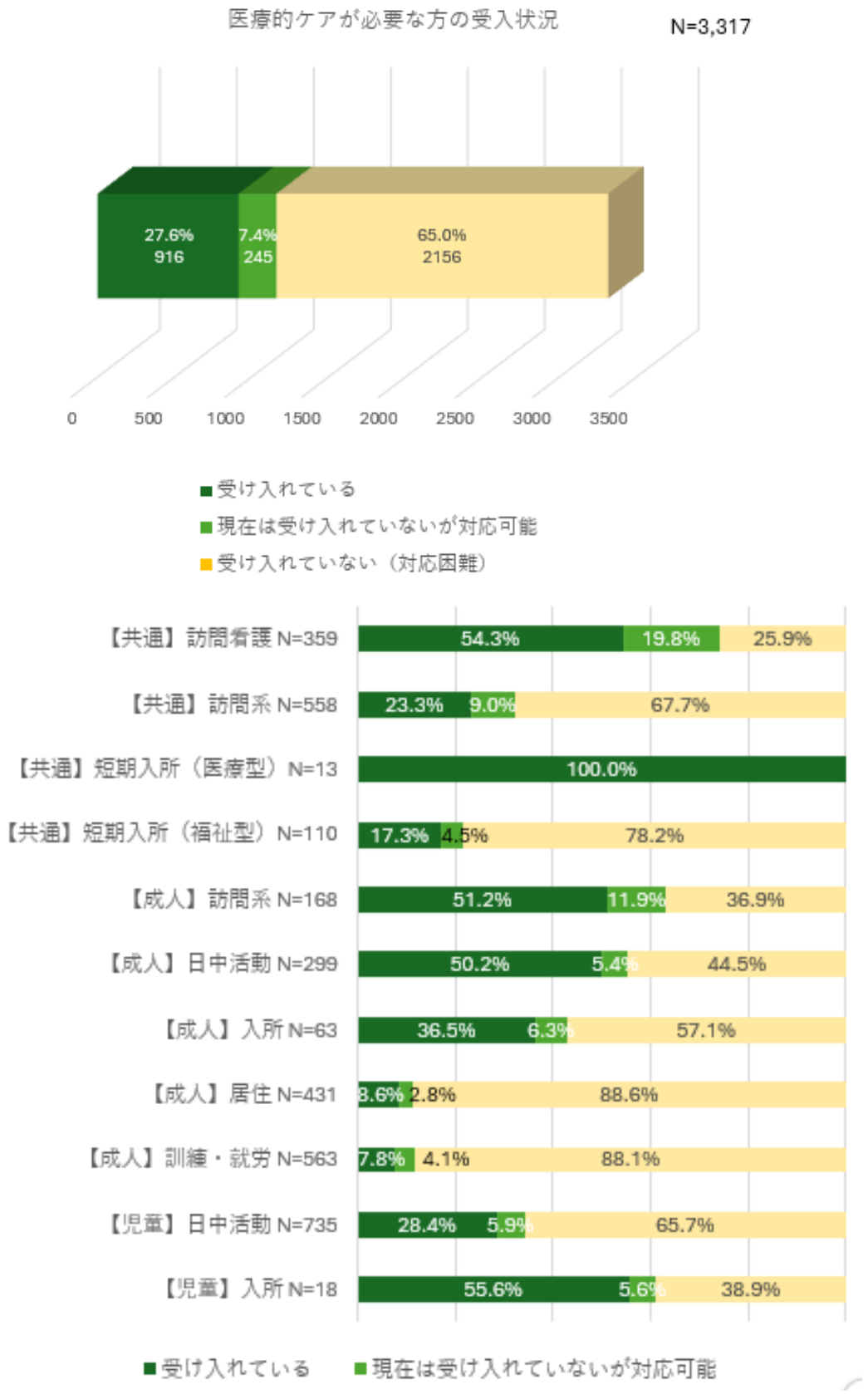
【理由】

令和８年７月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が改正され、支援の対象が医療的ケア者等へ拡大し、国及び地方公共団体が、短期入所等の日常生活における支援、就労の支援、住居の確保等について必要な措置を講ずることとされた。

都で実施した実態調査では、医療的ケアが必要な方を受け入れている事業所、受入対応ができる事業所は全体の３割程度で、福祉型短期入所は２割程度、居住支援系及び訓練系・就労系は１割程度だった。

また、医療的ケア児等コーディネーターは、医療的ケア児のサービス等利用計画の作成のみならず、関係機関との連携や地域に必要なサービスの調整を求められているが、これらは報酬で評価されていない。

●表 14：医療的ケアが必要な方の受入状況



※ 出典：令和８年度東京都医療的ケア児者実態調査（事業所調査）

提言４　サービスの安定供給と質の向上

（1）サービスの充足状況等を踏まえた報酬の見直しについて

障害福祉報酬の見直しに当たっては、事業者の安定的なサービス提供に影響のないよう適切に実施すること。また、地域におけるサービスの充足状況に差があることに配慮し、新規事業所について引き下げた報酬を見直すこと。

【理由】

令和７年度の障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保するため、新規事業所に限り臨時応急的な報酬の見直しを行うことが示された。これにより、収支差率が高く、かつ、事業所数が急増しているサービス類型では、令和８年６月から令和９年度報酬改定までの間、新規事業所の基本報酬が一定程度引き下げられた。

しかし、報酬の見直しに当たっては、地域におけるサービスの充足状況や利用者ニーズを十分に考慮する必要がある。

また、収支差率の分析に当たっては、利用者の障害特性や重度化への対応、職員配置に加え、人件費・物件費の地域差なども考慮した精緻な分析が不可欠である。

全国のサービスごとの平均的な収支差率を理由に報酬を一律に引き下げれば、人材確保が一層困難となるなど、サービスの質の低下を招き、結果として、報酬改定が目指す「制度の持続可能性の確保」をかえって困難にするおそれがある。

安定的なサービス提供を確保する観点から、報酬の見直しに当たっては、地域の実情やサービス提供の実態を十分に踏まえ、画一的な対応とならないよう配慮する必要がある。

提言４

（２）放課後等デイサービスの報酬単価について

放課後等デイサービスについて、個々の児童の状態、発達過程及び特性等に応じて、多様な活動を通じた発達支援を行い、サービスの質の向上に取り組む事業所を、報酬上適切に評価すること。

【理由】

放課後等デイサービスについて、都は、国の配置基準に加え経験豊富な職員の配置や事業所間意見交換等の実施により質の向上に取り組む事業所を支援する都型放課後等デイサービス事業を実施しているが、障害特性等に応じた質の高い発達支援の提供について現行の報酬体系では十分に評価されていない。

【都型放課後等デイサービス事業】

○概要

放課後等デイサービス事業所において提供する支援の質の向上を図るため、都が求める以下の要件を実施した事業所に対し、経費の一部を都が補助する。

○要件

① 放課後等デイサービスガイドラインに定める４つの要件を満たす個別支援計画の作成
② 基準人員及び加配職員に加え、経験を有するコア職員の配置
③ 利用者の希望により 19 時までサービスを提供する体制の確保
④ 利用者の希望により送迎できる体制の確保
⑤ 都型放課後等デイサービス事業を実施する事業所間の意見交換の実施
⑥ 保護者による事業所評価の実施
⑦ 第三者評価の受審

提言４

（３）訪問系サービスの報酬単価について

居宅介護、重度訪問介護等の訪問系サービスの報酬単価については、ヘルパーを確保し、安定的な事業運営ができるよう、物価高騰や賃金上昇を適切に反映するなど、事業の実態に即して改善すること。
また、障害者の地域での自立生活を保障するために長時間のサービス利用の支給決定をしている地方自治体が超過負担を強いられることのないよう、区市町村の支給決定を尊重し、区市町村が支弁した費用額の２分の１を国が負担すること。
医療的ケア児等の家族負担の軽減に資するよう、重度訪問介護の対象を児童へ拡大すること。

【理由】

訪問系サービスは、障害者の地域での自立を支える最も根幹的なサービスであり、都においても各サービス利用は伸びている。一方、サービスを担う人材の確保・定着が難しく、都内事業所数は、行動援護で増えつつあるものの、他のサービスは、減少ないしほぼ横ばいという状況である。事業者が必要な人材を確保し、安定的にサービスを提供できるよう、物価高騰や賃金の上昇を報酬に適切に反映し、事業所の継続的な運営が可能となる環境を整える必要がある。

訪問系サービスについては、政令で国庫負担の上限が定められているため、令和６年度において、都内の区市町村では、約 123 億円の超過額が生じており、都内区市町村がいわば国の肩代わりを行った額は、約 54 億円となっている。令和８年度臨時応急的な障害福祉サービス等報酬改定で、国庫負担基準の見直し等が行われたが、依然として区市町村の超過負担が解消されず、こうした状況ではサービスの利用制限も生じかねない。

さらに、重度訪問介護については、長時間・連続的な支援を前提とした報酬体系となっている一方、ヘルパー不足等を背景として複数の事業所が役割分担しながら支援を提供する事例がみられる。こうした支援実態を踏まえ、短時間のサービス提供や事業所間の支援分担についても適切に評価し、必要な支援体制の確保が図られるよう報酬体系を見直す必要がある。

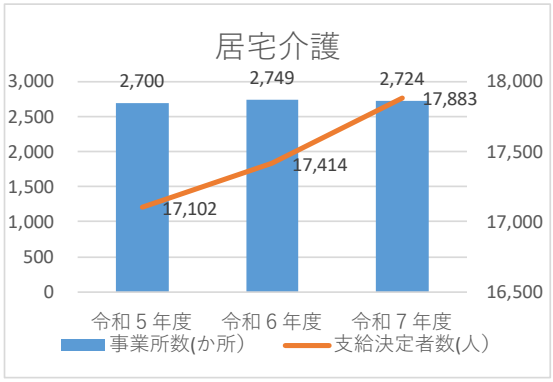
令和８年７月に改正された「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律」では、国及び地方公共団体が、家族の身体的及び精神的な負担を軽減するため必要な措置を講じるものとされ、その中で「夜間に居宅において提供される保健医療サービス又は福祉サービス」が例

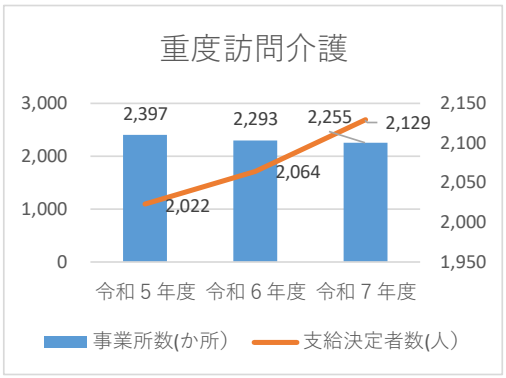
示されている。重度訪問介護は、医療的ケア児等の家族の負担軽減のため、夜間の見守りに資することができるサービスであるが、対象が成人に限定され、障害児が利用することができない。

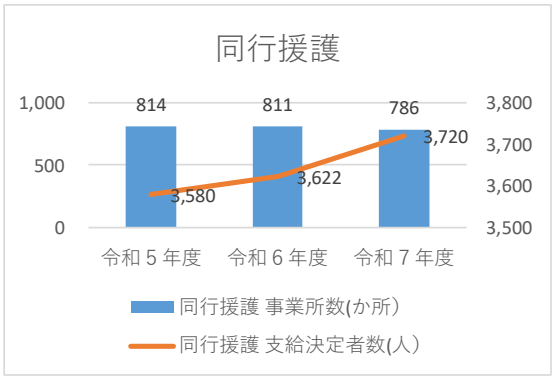
なお、訪問系サービスは、利用者の状況を勘案し、適正な支給決定が行われるよう、国において支給決定における標準的な支給量の考え方を示すことが必要である。

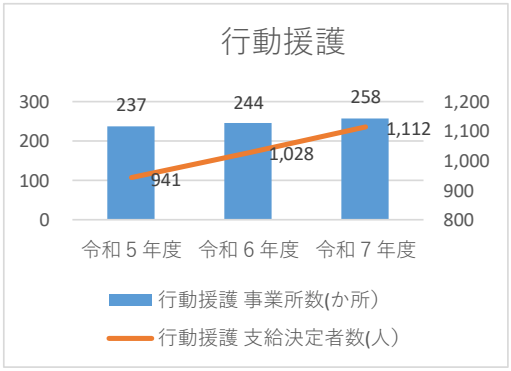
●表 15：訪問系サービスの事業者数・支給決定者数

事業者数と支給決定者数の推移









※　出典：東京都事業所台帳データ及び国民健康保険団体連合会データを基に東京都が作成

提言４

（４）計画相談・障害児相談支援の報酬単価について

計画相談支援・障害児相談支援については、相談支援に従事する人材が定着し、更に質の高い相談支援を提供できるよう、基本相談や困難事例の対応などを適切に評価するとともに、サービス利用につながらなかった場合であっても、支給決定前後の訪問や関係者との調整などの準備に係る時間・労力に対し報酬が支払われる仕組みとなるよう、報酬体系の見直しと報酬単価の更なる引上げを行うこと。

【理由】

計画相談支援・障害児相談支援については、令和６年度報酬改定において、質の高い相談支援を提供するため、一定の人員体制や質を確保する事業所の報酬単価の引上げや、医療機関等と連携し情報共有を行う加算の拡充が行われたが、いずれもサービスの利用が前提となっており、サービスの利用につながらない場合は、報酬が支払われない仕組みとなっている。

提言４

（５）通所系サービス等の加算について

① 通所系サービスにおける送迎について、利用者の障害特性や安全確保に配慮し、サービス提供の実態に即した適切な報酬上の評価を行うこと。

【理由】

通所系サービスにおける送迎は、利用者の障害特性への配慮や安全確保のための人員配置や安全対策が必要であるが、現行の報酬体系では、こうした送迎の実態が十分に評価されていない。

例えば、生活介護においては、事業所の多くが送迎サービスを必要とする利用者を受け入れており、強度行動障害や医療的ケアが必要な利用者の送迎に際しては、生活支援員や看護師を同乗させる場合もある。国の「令和６年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査結果の概要」によれば、送迎を実施している事業所は 93.3%に上っている。また、令和６年度報酬改定においてサービス提供時間別の単価が新たに設定されたが、サービス提供時間に送迎時間は原則として含まれていない。

また、児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいても、現行の送迎加算は燃料費や駐車場代等の経費に加え、運転手や添乗員の人件費を十分に賄える水準となっていない。さらに、置き去り事故や車内事故等の安全対策も求められる中、現行の報酬水準では十分な対応が困難である。

このため、通所系サービスにおける送迎については、利用者の障害特性や安全確保に必要な支援の実態を踏まえ、サービス提供の実態に即した適切な報酬上の評価を行う必要がある。

提言４

②　障害福祉サービス事業所における視覚・聴覚言語障害者支援体制加算について、利用者ごとの専門職等の配置状況に応じた算定が可能となるよう算定要件を見直すとともに、加算額の引上げを行い適切な報酬上の評価を行うこと。

【理由】

障害福祉サービス事業所が視覚障害、聴覚障害等のある利用者を受け入れ適切に支援するためには、一人一人の障害の状態やコミュニケーションの方法に合わせた意思疎通支援が必要になる。

しかし、現行の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算は、利用者ごとの算定となっていないため、利用者個々への支援内容について評価されていない。特に盲ろう者等は、サービスの利用に当たり、通訳・介助者等によるきめ細かい意思疎通支援が必要であるが、現行の加算額はそうした専門職等の必要な人員を配置するには十分とは言えない。

このため、視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、障害福祉サービス事業所において、利用を希望する視覚障害、聴覚障害者等を受け入れ、個々の障害特性等に応じた支援を行えるよう、適切な報酬上の評価を行う必要がある。

提言４

（６）就労選択支援の報酬単価について

令和７年 10 月施行の「就労選択支援」については、地域の実態を踏まえ、就労移行実績に関する指定要件の緩和やサービス管理責任者との専従要件の緩和等、事業者が積極的に参入できるよう見直しを行うとともに、安定的な運営ができるようサービスの実施内容が適切に報酬に反映される仕組みとすること。

【理由】

令和７年 10 月から、就労アセスメントの手法を活用して本人の希望、就労能力や適性等にあった選択を支援する新たなサービスである「就労選択支援」が開始されたが、就労移行実績等に関する指定基準が厳格であることや、就労移行支援事業所等と一体的に運営する場合、就労移行支援事業所等のサービス管理責任者に専従要件が求められ、柔軟な人員配置が難しいこと、サービスの内容に対して見合う報酬になっていないこと等から、多くの事業者が申請を見送っており、サービスの提供が十分に進んでいない。

●表 16：都内就労選択支援事業所数（令和８年度末見込み）

（単位：事業所）

	既開設事業所	R8年度開設予定	計
区部	34	5	39
市部	12	6	18
町村部	0	1	1
計	46	12	58

●表 17：自治体別就労選択支援事業所設置状況

（単位：事業所）

	R8年度設置済区市町村	未設置区市町村	計
区部	18	5	23
市部	13	13	26
町村部	1	12	13
計	32	30	62